

「経営力向上計画」認定のための支援セミナー

～本年7月施行の新しい制度を理解しよう～

中小企業・小規模事業者の生産性向上を目的に、本年7月「中小企業等経営強化法」が施行されました。また業種毎の特性に応じた生産性向上（経営力向上）のための指針も併せて策定されています。この指針に基づき、消費税引き上げに備え、経営力を向上させるための取り組み内容を記載した「経営力向上計画」の認定制度も開始されており、同計画の認定を受けた事業者には「ものづくり補助金」（革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業）の申請時において加点されることや、新規の設備投資に対する固定資産税が3年間半減されるなどの各種特例措置も用意されています。

今回のセミナーでは、この新しい認定制度である「経営力向上計画」の策定背景を踏まえながら、認定に向けた計画書の作成についてご説明いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

■日時：平成28年 11月28日（月） 14：00～16：00

■会場：ホテル京阪京都 光林の間（2階）

（京都市南区東九条西山王町31 JR京都駅八条東口より徒歩1分）

■定員：70名（先着順）

■参加費：無料

■講師：賀長 哲也 氏 中小企業診断士賀長哲也事務所 代表
経済産業省「京都府よろず支援拠点」アシスタント、中小企業庁「ミラサポ」登録専門家 他



1977年大阪府生まれ。京都市役所勤務を経て、2010年に賀長哲也事務所を開業。有能な幹部不在に悩む中小企業の社外パートナーとして、社長のビジョン実現に必要な経営計画書作成支援だけでなく、社長が数字を使っていかに意思決定するかをわかりやすく助言している。経営支援では、社長が解決すべき課題について、答を教えるのではなく、一緒に考えることで、社長の気づき・成長を大切にしている。

◆こんな方におすすめです！

- ・新規設備投資（160万円以上）を検討中の方
→認定計画に基づき取得した機械装置の固定資産税が、3年間1/2になります。
- ・「ものづくり補助金」に申請を予定・検討している方
→経営力向上計画が認定されると、「ものづくり補助金」申請時の加点ポイントとなります。
- ・現在の経営状況を見つめ直したい方。
- ・事業のビジョンや中期計画を明確にしたい方。



※ FAX または京都商工会議所ホームページからお申込みください。http://www.kyo.or.jp/kyoto/
一事業所複数名の参加も歓迎します。参加証は発行いたしません。

ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

【問い合わせ先】京都商工会議所 中小企業経営支援センター洛南支部 担当：古賀 Tel.075-611-7085

< FAX : 075-603-2601 > 11/28 京都商工会議所 洛南支部 参加申込書

事業所名		業種		従業員数	
所在地				区分	会員・一般
所属・役職名		受講者名			
所属・役職名		受講者名			
ご連絡先	TEL :		e-mail :		

※ご記入いただいた個人情報等は名簿の作成や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用します。